

「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方について（提言）」（素案）
 県民意見募集 実施結果

「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方について（提言）」（素案）を示し、県民意見募集を実施しました。

1 意見募集期間 令和6年1月24日（水）～2月6日（火）

2 意見総数 226件（意見提出者171名）
 （内訳）

| | 人数（団体数） | 意見件数 |
|----|---------|------|
| 個人 | 167 | 214 |
| 法人 | 4 | 12 |
| 合計 | 171 | 226 |

3 意見の反映状況

| 区 分 | 意見件数 |
|--------------------------|------|
| A：意見を反映し、案を修正したもの | 6 |
| B：既に案で対応済みのもの | 81 |
| C：案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの | 22 |
| D：意見を反映できなかったもの | 115 |
| E：その他 | 2 |
| 合 計 | 226 |

4 項目別意見数

| 項目名 | 意見件数 |
|---------------------------|------|
| 1 県営水上公園における水着撮影会に係る総論的意見 | 139 |
| 2 新たな許可条件の骨子について（各論的意見） | 73 |
| （1）禁止項目（水着、ポーズ）の在り方について | （20） |
| （2）モデル・撮影者の年齢制限の在り方について | （24） |
| （3）許可条件順守状況の確認方法について | （8） |
| （4）予約制限（ペナルティ）について | （2） |
| （5）遮蔽について | （15） |
| （6）出演者の肖像権 | （4） |
| 3 その他の意見 | 14 |
| 合 計 | 226 |

「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方について（提言）」（素案）に対する御意見と検討会の考え方

（反映状況の区分）

- A：意見を反映し、案を修正したもの
- B：既に案で対応済みなもの
- C：案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの
- D：意見を反映できなかったもの
- E：その他

| 番号 | 御意見の内容 | 意見数 | 検討会の考え方 | 反映状況 |
|----------------------------------|--|-----|---|------|
| 1 県営水上公園における水着撮影会に係る総論的意見 | | | | |
| 1 | 水着撮影会は違法ではないので規制に反対する。 | 7 | 水着撮影会を県営公園で実施するためには、埼玉県都市公園条例に基づく許可が必要となります。許可にあたっては、都市公園の管理上必要な条件を付すことができます。 当検討会では、表現の自由や営業の自由に配慮して検討してきており、広く県民に受け入れられるような水着撮影会となるよう様々な意見に十分配慮した条件が設定されるよう提言を行います。 | B |
| 2 | 水上公園で水着でいることは不自然なことではない。限られた空間ならば、ヌードなど公序良俗に反しない限り、規制する合理性はない。 | 10 | | |
| 3 | 公の施設の利用に当たり、年齢、職業等により、合理的な理由なく利用を制限する行為は、「不当な差別的取扱い」に該当する。 | 2 | | |
| 4 | 法的な根拠のない制限には反対。モデル達は自発的な意思で出演しており、その表現の自由などの権利は最大限尊重されるべき。 | 15 | | |
| 5 | 水着撮影会を「性的商品化」とすることは、モデル女性の尊厳を否定する職業差別である。多様性を尊重すべきである。 | 4 | | |
| 6 | そもそも水着撮影会に反対する人の意見を汲む必要があるのか。 | 3 | | |
| 7 | 水着撮影会の適切なルール策定と開催時の管理・指導を徹底してほしい。 | 5 | | |
| 8 | 撮影モデル本人の尊厳が守られ、性被害を受けないようする必要がある。 | 1 | | |
| 9 | 水着撮影会は行きたい人が行けば良い。価値観を押し付けてはいけない。 | 2 | | |
| 10 | 開催のルールについては、施設（公園）、主催者、モデル、撮影者の全員で協議すべきである。 | 1 | 今回、主催者については、本県の水上公園で水着撮影会を主催した事業者全てにヒアリング又は意見照会を行いました。 また、モデルや撮影者については、関係する有識者に御意見を伺った上で、この提言を行うところです。 | D |
| 11 | 水着撮影会の収入を公園施設整備の財源に充ててほしい。夏季プール期間外の活用を積極的に行ってほしい。 | 4 | これまで、協会は水上公園の夏季プール期間以外の公園の利活用の促進という観点から水着撮影会を許可してきました。 許可に伴う利用料金については、地方自治法の指定管理者制度により協会の収入とすることができるため、公園整備等の財源として有効活用できることに繋がります。 | |
| 12 | 本来の公園運営に専念すべきである。 | 1 | 県営公園における水着撮影会の開催については、地方自治法第24条第2項の規定により、正当な理由のない限り、住民の利用を拒むことができず、更に、同条第3項により不当な差別的扱いも禁じられており、申請があった場合にこれを拒否することは難しいと考えています。 このことから、当検討会では、開催することを前提とした上で、広く県民に受け入れられるよう、撮影会開催に慎重な意見にも十分配慮した許可条件となるよう提言を行います。 | |
| 13 | 水着撮影会は県営公園で開催する必要はない。他の場所でも開催できるはずである。 | 26 | | |
| 14 | 県営水上公園は、県民の税金の一部が使用されており、「水着撮影会」の実施は公園の公共性にふさわしくないと考える。外部から見えないよう遮蔽すること自体が問題である。 | 1 | | |
| 15 | 水着撮影会のようなイベントで独占的に公園を使用させてはいけない。公園の目的外使用である。 | 8 | | |
| 16 | 表現の自由が関係するものの判断に公的施設が踏み込むべきではない。判断が分かれるものは禁止すべき。 | 1 | | |
| 17 | 公園を特定の企業の利益になるイベントを実施させるべきではない。 | 6 | | |
| 18 | 違反行為を全て確認し、摘発できないのならば開催させるべきではない。 | 2 | | |
| 19 | そもそも法令に抵触する可能性があるイベントを県営プールで実施するべきではない。 | 1 | | |
| 20 | 他の都道府県、民間プールで開催されていない理由等をもと調査すべきである。 | 5 | | |
| 21 | 県営プールでの水着撮影会は性を商品化あり、わいせつ性が高く、公序良俗に反するため認められない。地方自治法に基づき利用申請を拒否できるはずである。女性の人權侵害であり、尊厳を守るべき。ジェンダー平等の観点から反対する。 | 31 | | |
| 22 | 水着撮影会は営利活動であるため、集会の自由ではなく、営業の自由の問題である。そのため、公の施設の使用の制限が適法とされることにも留意すべきである。 | 1 | | |
| 23 | 過激な水着、撮影者へのサービスで過激なポーズなど若くは若い女性がモデルが出演しているようだが、公営のプールでそういった事しているのは日本だけではないか。そこまでして公営のプールでやりたいのか…やらないといけぬのか… | 1 | | |
| 24 | 夏季プール利用者からヒアリングしていないのは検討が不十分である。 | 1 | 今般の県民からの意見募集はもとより、女性支援団体関係者等へのヒアリングなども行い、様々な方面からの御意見をお聞きして、提言にまとめたところです。 | B |
| 2 新たな許可条件の骨子について（各論的意見） | | | | |
| (1) 禁止項目（水着、ポーズ）の在り方について | | | | |
| 25 | 身体のプライベートゾーンを覆うという水着の着用目的を逸脱する過激な水着やポーズは禁止されるべきである。 | 4 | 都市公園の管理上、過激な水着やポーズを認めることは慎重であるべきであり、少なくとも乳首や性器が露出する可能性のある水着やポーズは不許可とすべきであると考えます。 | B |
| 26 | 過度な露出は控えるべきだが、線引きが難しいので図や数値基準を明示すべきである。 | 3 | 協会は、図解や数値基準を設けるなど可能な限り客観的に判断できるように丁寧な基準を作成し、これを事業者にわかりやすく説明する必要があると考えます。 | |
| 27 | モデル女性には、自分の好きなように着飾り、好きなように見せる権利がある。水着の種類に対して制限を掛け過ぎるのは、女性の権利を損ねる行為である。マイクロな水着を着る際には張るタイプの乳首隠し等を用いて隠すという手段もある。その上で、乳首隠しが見えていた、あるいは見えそうだったら指導するという形でもよいのではないかと。乳首や性器が物理的に見えない状態であれば、貸し切りの環境下での公然わいせつ罪は成立しようがないのではないかと。 また、ポーズについては、モデル個人が自分をプロデュースするものであり、協会側がどうこう言うことではない。公然わいせつ罪が適用される可能性があるのは性器が露出した場合であり、水着を脱ぐ、外そうとするポーズは性器が露出する可能性があるため禁止とするのは理解できるが、股を開くことさえ禁止するのは、『女が股を開くな』という男尊女卑であり、ジェンダーの押し付けそのものである。 重要なのはどういったポーズでなければいけないかではなく、性器が見えないことなので、ルールを設けるならば『性器が露出するような開脚は禁止』とするべきである。 | 8 | 水着撮影会が遮蔽された空間で開催されることを前提とすれば、水着、ポーズに関しても表現の自由は尊重されなければならないと考えますが、都市公園の管理上必要な規制は必要であると考えます。 たとえ、遮蔽して貸切り状態であったとしても、判例に照らすと公然わいせつ罪の公然性が否定されない可能性があります。 ニブレスや前貼り等で乳首や性器を物理的に隠しているとしても、「猥褻性」の判断の前提となる社会通念は必ずしも普遍的なものでなく、社会の実態が流動的であることから、将来にわたり公然わいせつ罪に問われぬとは言いきれません。 したがって、都市公園の管理上、過激な水着やポーズを認めることには慎重であるべきであり、少なくとも乳首や性器が露出する可能性のある水着やポーズは不許可とすべきであると考えます。 | D |
| 28 | 閑散期のプールやチケット購入などの有料化などでゾーニングがちゃんとされていること、適切な距離感やが保たれており無秩序ではないこと、モデルの人たちがプライドを持って自己表現をしていること、ポーズの規制は自己表現を制限すること等から、過度な規制は反対である。 ポーズ等は本人・主催者・撮影者の合意があれば、問題は無いので、規制する必要はない。 | 2 | 現場の関係者が合意された場合であっても、公然わいせつ罪に関し、わいせつな興行が行われた時、出演者、興行主、劇場提供者が罪に問われるとの判例もあります。 | |
| 29 | 個人的にはわいせつ概念は社会通念の変化によって大きく変わるものであると考えている。そのため一県営施設が事細かく決めることは難しく、また適さないと考えている。現状提出されているものをベースとして、出来るかぎり主催者に任すべきだと考えている。 | 1 | 「猥褻性」の判断の前提となる社会通念は流動的であり時代と共に変わるものと考えていますが、公の施設を預かる指定管理者としては、主催者のみに任せることは適当ではないと考えます。 | |
| 30 | 「乳首」を「乳房」としたほうがよい。 | 1 | 「乳房」は女性の胸部にある隆起であり、その中央に「乳首」があるものです。 規制の対象を「乳房」とした場合、範囲の明確性に欠けるところがあり、基準としては不適格と考えます。 また、「乳房」全体を覆うまでの水着・ポーズを求めることは、表現の自由の観点から過剰な制限になるものと考えます。 | |

「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方について（提言）」（素案）に対する御意見と検討会の考え方

（反映状況の区分）

- A：意見を反映し、案を修正したもの
- B：既に案で対応済みなもの
- C：案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの
- D：意見を反映できなかったもの
- E：その他

| 番号 | 御意見の内容 | 意見数 | 検討会の考え方 | 反映状況 |
|--------------------------------|---|-----|---|------|
| 31 | 乳首の露出については、男性は隠さないと許されるのか。男性と女性を分けるような性差別を許容するようなルールは設けるべきではない。また、女性が女性モデルを撮影するケースも考えられるため、同性間を想定した規定とすべきである。 | 1 | 今後、協会に対して、ご指摘のような男性モデルが出演する撮影会の相談があった場合には、企画内容を精査の上、協会が判断するものと考えます。 また、同性間を想定した規定とすべきのご指摘については、現状の撮影会でも女性の撮影者も複数参加していると協会から報告を受けていることを申し添えます。 | C |
| （２）モデル・撮影者の年齢制限の在り方について | | | | |
| 32 | 「水着撮影会におけるモデル撮影は「有害役務営業」に該当するおそれがある」とは行き過ぎている。 | 6 | 水着撮影会におけるモデル撮影は「有害役務営業」に該当するとまで考えていたわけではありませんが、場合によっては全く当たらないとは言いきれないものと検討会では考えました。このため、素案では「該当するおそれがある」と表記したところですが、 ただ、誤解を招く表現だったので、修正を行います。 | A |
| 33 | モデルも撮影者も未成年は禁止でよい。 | 4 | 埼玉県青少年健全育成条例の青少年保護の趣旨を踏まえて、未成年者の出演や参加を禁止することが適当と考えます。 | B |
| 34 | 未成年者の参加について、過激な撮影会が基準となっており、その他のアイドルイベント（男女問わず）にも影響が出る可能性があると考えられるため、線引きはより細かくすべきである。 | 1 | それぞれのイベントについて、施設管理者や主催事業者等の関係者が適切に判断すべきものと考えます。 | C |
| 35 | 年齢制限について、本人と親の同意があれば、制限を設ける必要はない。 | 4 | 青少年を保護するという埼玉県青少年健全育成条例の趣旨を踏まえて、保護者の同意があったからといって未成年者の出演、参加を認めることはできないものと考えます。 | |
| 36 | 子どもの権利条約で未成年者の自己決定権・意見表明権が保障されている。18歳以上とすることはその条約に違反している。 | 1 | 子どもの権利条約第12条のとおり、児童は自由に自己の意見を表明する権利が確保されていますが、その意見は、児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとされています。 | |
| 37 | 過激な水着やポーズの禁止を徹底し、一般雑誌のグラビアに掲載されるような水着姿であることを前提とすれば、青少年がモデルとなることも、また撮影者となることも問題はない。18歳未満の参加を一律に禁止すべきではない。 | 1 | 埼玉県青少年健全育成条例の青少年保護の趣旨を踏まえて、未成年者の出演や参加を禁止することが適当と考えます。 | D |
| 38 | 年齢制限は15歳以上でよい。未成年者は露出の多い水着を避け、過激なポーズを取らせない等をルールを設けるのがよい。 | 2 | | |
| 39 | モデルも撮影者も20歳未満禁止でよい。 | 1 | | |
| 40 | モデル・撮影者の年齢制限の在り方について、「有害役務営業に該当するおそれがある」だけで規制することに反対する。公共施設では、可能な限り自由を認めるべきである。 | 1 | 表現の自由は尊重されなければならないが、埼玉県青少年健全育成条例の青少年保護の趣旨を踏まえて、出演者・参加者の年齢制限を設けるものです。 | |
| 41 | 有害役務営業規制に準じた18歳未満青少年の参加禁止について、異性間であること問題としているが、女性モデルを女性撮影者が撮影する(男性モデル撮影会があった場合も同様)ことはケースとして想定できるため、同性間も想定した規定としていただきたい。 | 1 | ご指摘のような女性モデルを女性撮影者が撮影する撮影会(男性モデル撮影会があった場合も同様)の相談が今後、協会に対してあった場合には、企画内容を精査の上、協会が判断するものと考えます。 | C |
| 42 | 水着撮影会のイベントについて、本提言では埼玉県青少年健全育成条例における「有害役務営業」に該当するおそれがあるとしている。しかしながら、埼玉県 県民生活部 青少年課の資料(*)によると、有害役務営業を「いわゆる『JKビジネス等』』としており、水着撮影会は当初想定されていなかったものと考えられる。 公共施設(公園)の利用の制限は、精神的自由の制限に当たることから、より厳格な審査基準に基づいて行われる必要がある。また、公権力が表現の自由を介入することは必要最低限にすべきである。今回公表されている審議会の議事概要によれば、水着撮影会を「有害役務営業」と位置づけ、人権の侵害を行うに足る必要があるという、地方自治法244条2項が定める「正当な理由」について議論された形跡はない。また、そういった立法事実や条例制定当時の提案者による立法趣旨について議論された形跡もなく、公園の利用を事実上制限する議論としては不十分である。仮に議論があったとしても、委員の氏名が公表されておらずその検証は不可能であり、議会を含めたさらなる議論・検証が必要である。 (*)有害役務営業(いわゆる「JKビジネス」等)の規制について https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/196815/jkzigyousya.pdf | 1 | 地方自治法第244条第2項が定める利用を拒否する「正当な理由」の内容として、県の管理する公園については、埼玉県都市公園条例第9条第2項があり、当検討会は、その具体的な条件を検討しているものです。 未成年者を出演・参加させないことについては、第2回、第3回検討会において、憲法、行政法、刑法の学識経験者にヒアリングをした中でも、「一律禁止とすべき」「参加させるべきではない」「条例の趣旨に合致している」との意見をいただいています。 なお、水着撮影会におけるモデル撮影は、埼玉県青少年健全育成条例第3条第1号に規定する「有害役務営業」に該当するとまで考えていたわけではありませんが、場合によっては全く当たらないとは言いきれないものと検討会では考えて素案に「該当するおそれがある」と表記したところですが、誤解を招く表現だったので修正を行います。 ※委員の氏名の公表については、検討会事務局から回答します。 今回の問題については、水着撮影会の賛成派、反対派から様々な意見や議論がなされており、こうした状況の中、名前が公開されるとSNS等に個人情報晒されるおそれがあるため、委員自身の保護と率直な意見交換を確保するために非公開とさせていただきます。 | D |
| 43 | 提言素案では、出演者、客ともに18歳未満の未成年の参加を禁止すべきとしていることは至極当然である。しかし、それなら未成年者を参加させるべきでない有害な催しを県営公園で開催することを正当化することに疑問が生ずる。未成年者にとって有害な催しであるということ自体は、地方自治法244条2項のいう「正当な理由」に当たるといえるべきである。 | 1 | 都市公園を含む公の施設においては、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない(地方自治法第244条第2項)こととされており、都市公園においてイベント開催が不許可となる行為は「都市公園の管理上支障がある」、「公共の福祉を阻害するおそれがある」又は「その他都市公園の設置の目的に反する」と認められるとき(埼玉県都市公園条例第9条第2項各号)に限定されています。 検討会では、憲法、行政法、刑法の学識経験者からのヒアリングに基づき、未成年者の出演や参加について、埼玉県青少年健全育成条例の青少年保護の趣旨を踏まえてこれを禁止すべきと判断し、許可条件とすることが適切であると考えたのであって、成年のみが出演し参加するイベントまでを否定するものではありません。 | |

「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方について（提言）」（素案）に対する御意見と検討会の考え方

（反映状況の区分）

- A：意見を反映し、案を修正したもの
- B：既に案で対応済みなもの
- C：案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの
- D：意見を反映できなかったもの
- E：その他

| 番号 | 御意見の内容 | 意見数 | 検討会の考え方 | 反映状況 | |
|-----------------------------|---|-----|---|------|---|
| （3）許可条件順守状況の確認方法について | | | | | |
| 44 | 協会が公然わいせつ罪のほう助罪に問われる「おそれがある」ことを気にして過度な制限を加える必要はない。 | 1 | 公の施設を預かる指定管理者として、協会は、公然わいせつ罪に限らず、法令や条例に触れるおそれがある行為は回避すべきであると考えます。 | D | |
| 45 | 「協会職員が過度や過激と判断」することについて、職員個人の水着撮影会に対する考え方で恣意的に運用される可能性を危惧している。協会として統一的な基準を設けての運用をお願いしたい。なお、その際に主催者側を過度に束縛するような基準は避けるべきである。 | 1 | 協会には、禁止水着やポーズについて、図解や数値基準を設けるなど可能な限り客観的に判断できるよう丁寧な制度設計を行うよう求めています。 また、その基準の運用にあたって、職員間で取扱いの差異がでないよう情報共有を図るとともに、主催者にも丁寧に説明し、相互理解を深めた上で運営がなされるべきものと考えます。 | C | |
| 46 | 撮影会における施設管理者の役割(定期的な査察等)を明確にしてほしい。 | 1 | 禁止水着や禁止ポーズでないこと、青少年が出演・参加しないこと、撮影者に対するマナーの周知など許可条件の順守については、主催者と協会がそれぞれ自主的に監視をしていく必要があると考えます。 公の施設を預かる指定管理者として、協会は、事業者ごとのばらつきが出ないよう、主催者側と並行してより厳格な監視を行う必要があると考えます。 詳細については、今後、協会が提言を踏まえて、具体的な監視方法や主催者の指導監督の手続きについて、新たな許可条件等の中で明文化していくものと考えます。 | C | |
| 47 | 撮影会当日に施設側からモデル本人に未成年者ではないことを最終確認を行うよう厳格化することを考えてもよい。 | 1 | | | |
| 48 | モデルや撮影者に対する指導並びに協会による現場監視、警察の立ち会いと厳しい管理体制が必要と考える。 | 1 | | | |
| 49 | 参加者○人に対し、ポーズを指導する監督者を○人と定めてほしい。 主催者が正しいルールを説明する時間を設ける仕組みをルール化してほしい。 撮影が許可された場所以外で撮影した参加者や主催者にもペナルティを課してほしい。 | 1 | | | |
| 50 | イベント運営側と施設側が参加者（モデル・撮影者）の不用意な行動をどのように防ぐか、対応するかを具体的に検討してほしい。 | 1 | | | |
| 51 | 施設管理者である協会が監視を行うのは、許可条件が守られていることを確認するために必要なことである。また、条件違反か否かを判断する権限があるのも当然である。協会にきっちり現場を確認してもらい、乳首や性器の露出はないと証する必要がある。 | 1 | | | |
| （4）予約制限（ペナルティ）について | | | | | |
| 52 | 未成年のモデルを運営者が看過し、撮影者がSNSに掲載するなどの不用意な行動を、イベント運営側と施設側が、どのように防ぐか、対応するかについて、提言ではより具体的に書き込んだ方がよいと思う。 しかしながら、妨害・迷惑系youtuberなどの意図的に過激な行動を取る人間は出る想定されるため、即時のペナルティは必ずしも望ましくないと考える。 | 1 | モデル側、撮影者側の年齢確認の徹底や協会と主催者の両方で監視を行うことにより、不用意な行動を未然に防ぐとともに、不測の事態に備えた態勢確保など、適切な対応を協会に求めます。 なお、許可条件違反の疑いがある場合には、所定の手続きを段階的に履践し、それでも順守されない場合の最終手段として、許可取消しやイベント中止が行われる場合もあるという段階的な対応をとることも、その手続きの明文化など丁寧な制度設計を協会に求めます。 | B | |
| 53 | 参加者は、モデルに対して必要以上の要求は控えるべきである。モデル女性の心身を傷つけるような言動があれば、直ちに中止するべきである。 | 1 | | | |
| （5）遮蔽について | | | | | |
| 54 | 一般利用者から見えないよう遮蔽することは必要である。 | 7 | 当検討会には、水着撮影会を開催することを前提とした上で、広く県民に受け入れられるよう、撮影会開催に慎重な意見にも十分配慮した許可条件となるよう提言することが求められているところです。 撮影会場としての許可範囲を定め、外部から見えないよう遮蔽することは、撮影会場の外で公園を利用している一般の公園利用者などへの配慮とともに、モデルのプライバシーや肖像権を保護する観点からも重要と考えます。 そのため、水着・ポーズの如何にかかわらず、開催許可の必須条件とすべきと検討会として判断したところです。 | B | |
| 55 | 健全な水着撮影会であれば遮蔽の必要性はないが、どうしても見たくないと思う人に配慮して遮蔽することは考えられる。 | 1 | | | C |
| 56 | 外部からの覗き見・盗撮が無いように配慮し、猥褻が性的な否かではなく撮影対象者のプライバシーを第一に考える必要がある。 | 1 | | | |
| 57 | 川越水上公園及びしらこぼと水上公園の撮影会に参加した際、外部の生垣による隠蔽は必要十分なレベルと感じられた。事前情報を知った人間が双眼鏡や望遠レンズで屋外から水着の出演者を確認することは可能かもしれないが、散歩・ランニングをしている一般市民として通常はわからないレベルである。 物理的な遮蔽物を設置するより、警備員を会場の周辺に配置し、警備強化する等の対策の方がより有用であると考えます。 | 1 | | | |
| 58 | 遮蔽の資機材は協会側で準備し、主催者側が設置・撤去作業を行うことは妥当である。 | 1 | | | B |
| 59 | 水着は町中で着用してもよいはずであるので制限を加えることに反対する。 | 1 | | | D |
| 60 | 通常のプール営業では水着姿の利用者であふれていて遮蔽していない。それなのに、水着撮影会の時だけ遮蔽が必要なのかは疑問である。 | 1 | | | |
| 61 | 水着撮影会だからといって全て遮蔽が必要なのか、面積の大きい水着であっても遮蔽が必要なのか。過度な規制となる懸念がある。 | 1 | | | |
| 62 | 公園利用者が水着撮影会を目にして不愉快になるのであれば、立入場所の制限などをしたらよい。 | 1 | | | |
| （6）出演者のプライバシー、肖像権 | | | | | |
| 63 | 肖像権に関する法律を周知させるだけでよい。 | 1 | 基本的には、施設利用を許可する協会が関わるべき問題ではないものと考えますが、協会は、主催者に対し、出演者のプライバシー、肖像権に配慮した適切な対応を求めてもらいたいと考えます。 | C | |
| 64 | 出演者のプライバシーを第一にしたルール作りをお願いしたい。 | 1 | | | |
| 65 | 二プレス・前張りが見えている画像はSNS掲載不可とすれば、外部に漏れることはない。 | 1 | | | |
| 66 | 万が一、撮影会をするなら、人権を守る撮影会にすべき。たとえば入場料の考え方、不特定多数が女性を囲むような撮影会ではなく、人数制限、名前の登録、などを行い、デジタルツアーなどの危険も防ぐ対策など、提言はもっとふみこむべき。 | 1 | | | |
| 3 その他の意見 | | | | | |
| 67 | ルールは時代と社会情勢の変化に対応する為にも適宜見直しが必要である。 | 1 | 提言を踏まえて作成される許可条件については、今後も関係者の意見をよく聞いた上で適宜見直しを行う仕組みを検討するよう求めたいと考えます。 | B | |
| 68 | 規制ポーズなどの運用結果について、シーズンオフ等を目的に報告してほしい。 | 1 | 禁止ポーズなど許可条件違反の疑いについては、協会は、その後の水着撮影会の許可条件等の見直しに資することを主眼に把握していることを考えているとのことです。 対外的な公表については、その適否や方法について、協会において、適切に判断されるものと考えています。 | C | |
| 69 | 県民として、正直な気持ちとしてはコスプレや水着の集団は見苦しいと思うこともある。 しかしながら県営公園の性質上、みだりに特定の種類の合法的なイベントを規制するのは望ましくないと考える。 少なくとも県議会で議論の上、条例で定めるべきだと考える。 | 1 | 県営公園における水着撮影会の開催については、地方自治法第24条第2項の規定により正当な理由がない限り住民の利用を拒むことができず、更に、同条第3項により不当な差別的扱いも禁じられており、申請があった場合にこれを拒否することは難しいと考えています。 公園の利用に関しては、既に、埼玉県都市公園条例が定められており、同条例第9条第2項では、指定管理者は①都市公園の管理上支障がある②公共の福祉を阻害する恐れがある③その他都市公園の設置目的に反する場合に許可をしてはならないとされています。 | D | |

「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方について（提言）」（素案）に対する御意見と検討会の考え方

（反映状況の区分）

- A：意見を反映し、案を修正したもの
- B：既に案で対応済みのもの
- C：案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの
- D：意見を反映できなかったもの
- E：その他

| 番号 | 御意見の内容 | 意見数 | 検討会の考え方 | 反映状況 |
|----|--|-----|--|------|
| 70 | 出演者の事務所が普段から過度な衣装をつけさせる場合、来場客もそれ相応の方々かと思うので、イベント案を精査することとはもとより、必要に応じ、イベント主催者や関係会社、出演者の所属事務所名を公表することがあることを明記するなどしてはどうか？個別に注意を払い、ある程度の抑止力になると考える。 | 1 | 水着撮影会の許可にあたって協会におけるイベント企画案の精査は当然ですが、過激になることの抑止効果を狙って参加企業や出演者の所属事務所名を公表することについては、主催者の営業の自由への配慮が求められます。 検討会としては、抑止効果については次回以降の予約制限とすることで足りるものと考えております。 | |
| 71 | 許可基準等を設定するのであれば、全ての水着撮影会に適用されるものとするべきであり、一部の既に開催された実績のあるイベントや出演者のみを想定して作成することは適当ではない。今回の提言については、再度、全ての水着撮影会を対象とした提言および許可基準等を設けるべきである。 ・モデル及び撮影者が同一の性のみになるようなイベント ・中高の写真部の構成員など、もっぱら写真を取ることを目的としている青少年を含む撮影者のみのイベント ・モデルに対してギャランティは全く発生せず、主催者はモデルと撮影者のマッチングの場のみを提供するイベント ・個人やカップル、家族が使用を申し込む水着撮影 県営のプールはイベント開催以外には一般に開放されていると認識している。その場では少なくとも男性が上半身裸で乳首を露出している。一方、提言では男性の乳首の露出も不許可の対象とするように読み取れる。このようなイベントを含めて再度検討を実施するべきである。 | 2 | 現在、開催されていない態様のイベントを仮定して、条件設定を検討することは現実的には難しいものと考えます。 今後、協会に対して、御指摘のようなイベントの相談があった場合は、企画内容を精査の上、協会が判断するものと考えます。 | C |
| 72 | 「なぜ性急に予定される撮影会を中止せねばならなかったのか」「その判断はどのようなプロセスを経て行われたものなのか」「水着撮影会の在り方を考える検討会」として今後の方針を考えるのであれば、まずこうした点を明らかにし、その責任の所在を明確にすべきである。 予定された撮影会が引き続き開催されたとして、何か致命的な被害が起きたとは到底考えられないが、にもかわらずなぜ急いで「撮影会中止」という対処が必要と考えたのか。本当に必要だったのであれば行政側は行動と同時に画面の一つもアナウンスすべきだったのではないのか。 | 1 | 当検討会は、水着撮影会を開催することを前提とした上で、広く県民に受け入れられるよう、撮影会開催に慎重な意見にも十分配慮した許可条件となるよう提言することが求められているところであり、令和5年6月の協会の対応についての検証等は所管外です。 今後、協会では、提言に基づいた適切な手続きと運営を求めます。 | |
| 73 | 「在り方検討会」のメンバーは5名だが、メンバーに女性は何人いたのか。 | 1 | 男女ともに概ね同数としております。 | E |
| 74 | なぜ検討会のメンバーの名前が非公表なのか。名前も公表しないのに他人の仕事の規制について議論するのはおかしい。 | 1 | ※検討会事務局から回答します。 今回の問題については、水着撮影会の賛成派、反対派から様々な意見や議論がなされており、こうした状況の中、名前が公開されるとSNS等に個人情報晒されるおそれがあるため、委員自身の保護と率直な意見交換を確保するために非公表とさせていただきます。 | D |
| 75 | 今回の意見募集は県営公園でのイベントに関するものであるが、意見提出可能者が「県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者」に限定されている。 現実的には水上公園でのイベントの主催者や参加者には本条件を満たさない者も多くいることが想定される。実質的な利害関係者を意見募集の対象から除外することは適当ではないので、募集対象を限定せず再度実施するべきである。 | 1 | 今回の意見募集は、埼玉県で実施している県民コメントを参考にし、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学している方を対象としました。 なお、本県の水上公園で水着撮影会を主催した事業者に関しては、県外に所在する事業者も含めて全てにヒアリング又は意見照会を行いました。また、モデルや撮影者に関係する有識者にも御意見を伺っています。 このように、広くご意見を伺っておりますので、再度の実施は不要と考えます。 | |
| 76 | 今回意見募集の方法は、ホームページからWebフォームに入力する方法のみとなっている。しかし、スマホやパソコンの使い方がわからない方もいるため、郵送などなんらかの手段を認めるべきである。デジタルデバイドを完全に排除してはならない。 また、回答欄5について「県外在住者の場合は通勤・通学する市町村名」を書き込むとされているが、県内在住者で通勤・通学をしていない方は、書く必要のないものであるが、必須項目なので書かなければ送信ができない。 | 1 | 今回の意見募集については、短期間に行うということもあり、迅速性を重視し、やむを得ずインターネットで実施することとしました。 昨今の社会のデジタル化の現状を考慮して、多くの方に手軽に意見を述べられる方法を取ったものです。 ※御指摘の回答欄5については、検討会事務局から回答します。 設問の前後関係上必須とする必要があったため、そのような設定とさせていただきます。県内在住者の方についてはお手数をおかけして申し訳ありませんでした。 | B |
| 77 | より若い年齢層の方の意見を取り入れられるよう意見募集の方法を変更し、広い知見をもって検討してほしい。県や市のSNS、インターネットをより活用して知見を広げてほしい。 | 1 | 今回の意見募集については、当協会のホームページで公開するほか、幅広く周知させていただくために、埼玉県の県政記者クラブを通じて報道機関への情報提供をさせていただき、記事やニュースで取り上げていただきました。この結果、地元の方も含め、非常に多くの方からご意見をいただいたところです。 | |
| 78 | このようなあまり目につかない形での意見募集ではなく、地元と協力して大規模できちんとしたアンケート調査などを実施し、撮影会を開きたい側と地元で迷惑する側の意見のすり合わせが必要である。 | 1 | ※検討会事務局から回答します。 水着撮影会の収入について令和5年度の実績は、約1,700万円です。 | |
| 79 | 県はプールが使用されていない時の活用策として撮影会を実施していますが、これでどれだけの収入を得ているのか明らかにしてほしい。 | 1 | ※検討会事務局から回答します。 水着撮影会の収入について令和5年度の実績は、約1,700万円です。 | E |